

特定非営利活動法人 ワーカーズコープ夢コープ

デイサービス「どうぞの家」 運営規程

[事業の目的]

第1条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープが開設するデイサービス「どうぞの家」（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者または事業対象者（以下「利用者」という。）に対し、適正かつ夢コープの理念に則った指定地域密着型通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業介護予防通所サービス（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

[運営の方針]

第2条 事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

[事業所の名称等]

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス「どうぞの家」
- (2) 所在地 沼津市大岡 1 0 5 6 - 9

[従業者の職種、員数及び職務内容]

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤 生活相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、サービス利用にかかる調整、利用者の生活相談、個別援助計画書の作成、説明等を行う
- (3) 介護職員 3名以上
サービス提供時間を通じて専従1名以上が従事する
介護職員は個別援助計画に沿って利用者に必要な介護、その他の必要なサービス提供及び記録の作成を行う
- (4) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むために必要な機能の維持改善及び減退を防止するための訓練を行う
- (5) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う

[営業日、営業時間及びサービス提供時間]

第5条 事業所の営業日、営業時間及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日
月曜日から土曜日までとする
ただし、12月29日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間
8時30分から17時30分までとする
- (3) サービス提供時間
9時15分から16時30分までとする

[利用定員]

第6条 利用定員は、地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業介護予防通所サービスを合わせて1日7名とする。

[サービスの内容]

第7条 サービスの内容は次の通りとする

- (1) 生活相談（相談援助等）
- (2) 機能訓練（日常動作訓練・筋力強化・口腔機能向上訓練）
日常生活動作の程度により必要な支援及びサービスを行う
- (3) 介護サービス（移動や排せつの介助・見守り等）
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎
- (7) 入浴
- (8) 給食
- (9) その他利用者に対する便宜の提供

[利用料金等]

第8条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣および沼津市長が定める基準によるものとする。ただし、次に掲げる項目については次に定める料金の支払いを受ける。

- (1) 事業所が提供する食事代及びおやつ代 830円
- (2) 事業所が提供するおむつ代 実費
- (3) その他利用者が負担することが相当と認められる費用の実費相当額

2 利用料及び他の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払いに対する同意を得るものとする。

[通常の事業の実施地域]

第9条 通常の事業の実施地域は、沼津市（旧戸田村を除く）とする。

[緊急時における対応方法]

第10条 事業所の従業者は、サービス実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに緊急連絡先及び主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

[非常災害対策]

第 11 条 サービス提供中に非常災害が発生した場合は、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、事業所は少なくとも年 2 回は避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

[衛生管理]

第 12 条 事業所は、サービスに使用する備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 従業者は感染症等の知識の習得に努めるものとする。

[秘密保持等]

第 13 条 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。又退職後もこれらの秘密を保持する。

2 事業所の従業者は、前項の内容を守る旨の誓約書を、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープに提出する。

[虐待防止]

第 14 条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、以下の措置を講じる。

- ・虐待防止に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し研修を実施する。

[身体拘束の禁止]

第 15 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の 3 要素を確認の上、利用者や家族に同意を得たうえで必要最小限の範囲内で行う。その場合、身体拘束を行った日時・理由および様態等を記録するものとする。

[感染予防と拡大防止]

第 16 条 特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープは、感染症から利用者等の健康・身体・生命を守るため以下の措置を講じる。

- ・感染症対策に関する指針を整備する。
- ・定期的な委員会を実施し、その内容を従業者に周知する。
- ・従業者に対し研修を実施する

[苦情処理]

第 17 条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

[損害賠償]

第 18 条 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

[サービス利用に当たっての留意事項]

第 19 条 サービス利用に当たっての利用者及びその家族の留意すべき事項は次の通りとする。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
- (2) 管理者及び従業者の安全管理上の指示には必ず従うこと
- (3) 緊急時の連絡先を必ず申し出ること
- (4) 第 11 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること

[その他の運営についての留意事項]

第 20 条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設け、常に従業者の資質の向上に努めるものとする。

- 2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

[地域との連携等]

第 21 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催する。
- 4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

[附則]

この規程は平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

- 1.平成 22 年 10 月 1 日 第 4 条改定。
- 2.平成 22 年 10 月 1 日 第 5 条改定。
- 3.平成 24 年 10 月 1 日 第 5 条改定。
- 4.平成 26 年 12 月 1 日 第 4 条改定。
- 5.平成 27 年 4 月 1 日 第 5 条改定。
- 6.平成 27 年 8 月 1 日 第 8 条改定。
- 7.平成 27 年 11 月 11 日 第 1 条、第 2 条、第 4 条、第 8 条、第 13 条、第 14 条改定。
- 8.平成 28 年 4 月 1 日 第 1 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、改定。第 18 条追加。
- 9.平成 30 年 4 月 1 日 第 1 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条改定。
- 10.令和 1 年 8 月 1 日 第 4 条 (1)、第 5 条 (2)、第 8 条 (2) 改定。
- 11.令和 3 年 4 月 1 日 改訂 第 14 条追加
- 12.令和 6 年 4 月 1 日 改訂 第 15 条追加
- 13.令和 7 年 4 月 1 日 改訂 第 15 条追加、第 15 条を第 16 条とし以下 1 条ずつ繰り下げ。
- 14.令和 7 年 6 月 13 日 第 3 条、第 6 条改定。
- 15.令和 7 年 9 月 1 日 第 8 条 (1) 改定。